

建設工事における週休2日制の達成基準の運用について

建設業における働き方改革を推進し、担い手の確保を図るため、令和2年度から原則、全ての建設工事を週休2日工事に指定し、発注しているところです。

しかし、建設現場では豪雨や降雪など気象状況により、工期内全てにおいて週休2日または完全週休2日による現場閉所を達成することが難しいとの現場の意見があります。

このため、週休2日制が定着するまでの当面の措置として、達成基準を以下のとおり取り扱うこととします。

1 達成基準の考え方

変更前：工事期間内※において、現場閉所が未実施となった週が1週でもあった場合には「未達成」とし、工事費を減額変更する。

変更後：工事期間内で現場閉所を約7割実施できれば「達成」と見なし、工事費を減額変更しない。

工事期間の3割以内の週で、週2日の現場閉所が未実施となった場合でも、その代替日を工事期間内で受注者が任意に選定し、現場閉所が実施できれば「達成」と見なし、工事費を減額変更しない。
なお、工事成績評定も同様とする。

※工事期間とは、準備、後片付けを除く現場における稼働期間をいう。

2 対象工事

令和3年1月1日以降に公告する県発注の建設工事※

※設計金額250万円以上、工事日数5日超、原則、災害等の工期制限のある工事を除く全ての工事

3 既契約工事の取り扱い

令和3年1月1日以降の残工事期間に対し適用する。

なお、全体工期のうち、令和2年12月31日までの工事期間において、現場閉所が未実施となった週が1週でもあった場合には、従前のおり工事費を減額変更する。